

## 「障害者相談支援体制整備事業（一般就労移行）」企画提案書募集要項

### 1 事業名

障害者相談支援体制整備事業（一般就労移行）

### 2 事業の目的

福祉施設の一般就労への移行及び定着を支援するため、障害福祉サービス事業所を対象とした「一般就労相談窓口」を設置し、雇用情勢等の知識や就労支援ノウハウのあるアドバイザーを配置して、事業所からの一般就労に向けた相談への対応、地域の就労支援のネットワークの強化等を図るための実践フォーラムの開催を行うとともに、事業所職員を対象とした研修会（本講座・ミニ講座）及び実践報告会を開催して、事業所の支援力向上に取り組む。

### 3 業務委託内容

別添「障害者相談支援体制整備事業（一般就労移行）仕様書」のとおり

### 4 契約条件

#### (1) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (2) 契約金額限度額

4,140,862円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

#### (3) 委託費の支払い方法

委託料の支払いは、原則として精算払とする。ただし、当該委託料以外に財源のない非営利法人等については、愛知県財務規則に定めるところにより、概算払を行うことができるものとする。

### 5 応募資格

企画提案の応募者は、

- ・令和6・7年度「入札参加資格者名簿」の「大分類03. 役務の提供等」の内、「中分類「07. 調査委託、小分類01. 市場調査、02. 世論調査、04 企業調査、07. 総合研究所、14 福祉関係調査」、  
「中分類14. 審査業務、小分類02. 経営診断業務」、  
「中分類16. その他の業務委託等、小分類03. 研修、06. 人材派遣」のいずれかに登録されている者。
- ・障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス事業を行っている者。
- ・厚生労働省から障害者雇用に関する委託実績のある者。

のいずれかであって、以下の条件をすべて満たす者とする。

ア 愛知県内に主たる事業所を有する法人であること。

イ 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置をうけていないこと。

ウ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

オ 国税及び地方税に未納のないこと。

## 6 応募期間

令和8年2月18日（水）午前9時から令和8年3月9日（月）午後5時まで【必着】

## 7 応募方法等

### (1) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書を提出すること。

#### ア 提出書類

- ・企画提案書（別添様式1）
- ・法人の定款（会則）、役員名簿
- ・応募者の概要が分かるもの（企業案内等）
- ・応募者の事業実施年度の事業計画書及び収支予算書
- ・応募資格を満たしていることがわかる書類（事業所指定の書類、委託契約書の写し等）

#### イ 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

#### ウ 提出方法 郵送により提出

※提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とします。無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。

### (2) 提出書類の取扱い

#### ア 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

#### イ 企画提案書の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

#### ウ 企画提案は1事業者1案とする。

#### エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議の上、変更することがある。

### (3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号（愛知県庁西庁舎1階）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

## 8 選定事業者数

1者

## 9 提案の審査・選考等

### (1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査を行う。

ただし、応募数が5企画案以上の場合、選定委員会でのプレゼンテーション等による審査に先立ち、書面による一次審査を行う。

また、応募状況によって、プレゼンテーション審査を書面での審査に代えて実施する場合がある。

なお、選定委員会は非公開とし、審査の過程など審査に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととする。

### (2) 選定委員会について（プレゼンテーション審査を実施する場合）

#### ア 日時

令和8年3月23日（月）午前

※時間等の詳細は、参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

愛知県三の丸庁舎 801 会議室

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1 事業者 15 分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。また、応募内容等に不明な点がある場合、県から電話等により照会を行うことがある。

(4) 審査項目（書面審査も同様の基準により審査する。）

ア 全体方針について

- ・事業の趣旨を理解しているか（コンセプト）。事業目標に実現性はあるか。
- ・アドバイザーとして配置される者は、雇用情勢や企業における職員採用等に関する知識・見識はあるか。
- ・アドバイザーとして配置される者は、障害者の就労支援に関する知識・実績はあるか。
- ・アドバイザーが本事業に割ける活動時間は適切か。

イ 実施体制について

- ・全体スケジュールは適切か。
- ・事業に従事する人数・体制は適切か。

ウ 事業内容について

- ・地域の就労支援ネットワークの強化に向けた取組は適切且つ効果的か。
- ・事業所支援にかかる相談窓口の体制は適切且つ効果的か。
- ・県や就労支援機関等で開催される就労支援に関するセミナー等の講師として適切且つ効果的に従事可能か。
- ・研修会及び実践報告会の内容は適切且つ効果的か。
- ・付加提案がある場合、独創的で事業効果を高める提案がなされているか。

エ 見積経費について

- ・見積金額や項目は適切か。

オ 社会的価値の実現に資する取組について（別紙申告書のとおり）

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対し文書で通知する。なお、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(6) 契約

選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で契約を締結する。但し、協議等が整わない場合は、次点者と県が協議等を行うこととする。

10 スケジュール（予定）

令和8年3月9日（月）	企画提案書の提出期限
令和8年3月23日（月）	プレゼンテーションによる審査
令和8年4月1日（水）	契約、業務開始
令和9年3月31日（水）	事業終了

## 11 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別添様式2）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格とする。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合。
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
  - ウ この応募に参加した者が、業務委託に関する競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (4) この事業は令和8年度愛知県一般会計予算の成立を前提に公募を行うものである。

## 12 事業の企画提案に関する問い合わせ

令和8年2月18日（水）から令和8年2月25日（水）【午後5時】までの間で質問を受ける。質問事項の趣旨を明確にして、以下のアドレスに質問内容（任意様式）を送ること。（メールの件名は「問い合わせ（障害者相談支援体制整備事業（一般就労移行）」とすること。）なお、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

問い合わせに対する回答は、令和8年2月27日（金）を目途に愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページの新着情報に掲載する。なお、質問内容が質問者固有の内容に係る場合は、質問者にメールで回答し、ホームページには掲載しない。

○メール送付先

shogai@pref.aichi.lg.jp

○愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>